

建設長崎運動会 開催のお知らせ

と き 令和 5 年 10 月 29 日 (日)
午前 9 時 開会 (雨天中止)
ところ 琴海中部運動公園
※午前中のみ開催予定です

建設長崎

September
No.699

2023年 9 月 15 日
1 部 20 円 組合員の購読料は組合費に含まれます
印刷 ● 株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行 ● 長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者 ● 若杉孝雄 編集人 ● 古井宏樹

各支部の前期並びに 年間拡大目標数

支部名	前期	年間
中央大浦	19	38
市南	10	20
東長崎	13	26
浦上西	20	40
浦上東	8	16
西彼	18	37
諫早	21	42
大村	17	34
島原	17	34
佐世保中央	13	26
佐世保東	15	30
佐世保北	10	21
北松	10	19
平戸	7	14
五島	2	3
合計	200	400

建設長崎の強化・発展、組合員の仕事と暮らしを守るためにも、現場における組合未加入者へ一声かける運動の徹底。また、ふれあい行動の展開など、未加入者情報の集約を図り、組織拡大・内部強化へ向け一人でも多くの仲間を迎え入れることができるよう、皆様のご協力をお願いします。

未加入仲間の紹介で 拡大目標の達成を！

長建国保や共済など組合の事業は、数が増えれば充実・発展につながります。

組合が大きくなれば、魅力・メリットも充実・発展！

建設長崎の強化・発展、組合員の仕事と暮らしを守るためにも、現場における組合未加入者へ一声かける運動の徹底。また、ふれあい行動の展開など、未加入者情報の集約を図り、組織拡大・内部強化へ向け一人でも多くの仲間を迎え入れることができるよう、皆様のご協力をお願いします。

組合員さん一人ひとりが持つ日常のつながりを拡大に活かしてください。

多くの仲間の皆さんの協力(紹介)が必要ですよ！

「数は力」仲間の数を増やして影響力を高め要求実現につなげましょう。

仕事とくらしを守るために、組織を大きくしよう！

今年度の年間拡大目標は、組合全体で四〇〇名に設定し、組織拡大に取り組んでいくことが第七十八回定期大会で決定しています。また、年間拡大目標の達成に向けて、第一回本部執行委員会において、六月から十一月までの前期拡大期間における拡大目標を二〇〇名に、さらには各支部の年間拡大目標、並びに前期拡大目標も決定しています。(※各支部の目標数等は表に記載)

令和5年度 組織拡大の取り組み

建設長崎では、昨年度拡大目標の四五〇名に対して四〇七名の加入がありました。また退会者は五〇二名となり、組合全体の組織数は九十五名減少し、令和五年五月末では、六四〇一名となっています。令和五年度の組織拡大については、目標の達成、組織純増に向けて各支部とも役員を先頭に創意工夫しながら組織拡大運動に取り組めます。

木造建築物の組立て等作業主任者講習会

地区	日 程	会 場	受 講 料
長崎地区	令和 5 年 10 月 14 日 (土) ~ 15 日 (日) 午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分 (受付開始: 午前 8 時 30 分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町 17-58)	8,000 円 (組合員には 2,000 円の助成あり)

【受験資格】
満 21 歳以上で、木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根若しくは外壁下地の取り付け作業に 3 年以上従事した経験を有する者

【定 員】
25 名 (なお、受講者が 10 名未満の場合は中止する場合があります)

【受付方法】支部にて随時受付。

① 受講申請書 (実務経験欄の証明が必要)
② 運転免許証など本人確認ができる証明書の写
③ 受講料を持参し、各支部事務所に提出。学院発行の作業主任者手帳を所持している場合は、提出をお願いします。

※写真は講習会当日に撮影します。

※注意! 『個人事業主や一人親方の実務経験の証明について』
個人事業主や一人親方層の実務経験の証明については、自己証明の場合第三者の証明が 2 名分必要になります。

【申込締切】令和 5 年 9 月 28 日 (木)

【問い合わせ先】長崎労働局登録教習機関
長崎県建設技術専門学校本部 (TEL095-861-9261)
登録 No.025-3 (木建) - 有効 2024 年 12 月 -

研修会・講習会のご案内

- 住宅リフォームエキスパート増改築相談員 (新規・更新) 研修会**
増改築相談員は、住宅リフォーム (増改築・模様替え・修繕等) を実施しようとする消費者が安心して相談できる体制を整備するため、さらに住宅のリフォームの普及を促進し、居住水準の向上に資することを目的に設けられています。ぜひ、この機会に相談員の資格を取得し活用を図っていただきたいと思ひます。
この研修会を受講し審査に合格した人に対しては、増改築相談員登録証、増改築相談員登録カードが交付され、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターに登録されます。
- 日時 令和 5 年 12 月 17 日 (日)
(新規の方) 午前 9 時 00 分受付 午前 9 時 15 分 ~ 午後 6 時
(更新・再登録の方) 午後 1 時 45 分受付 午後 2 時 15 分 ~ 午後 6 時
- 会場 時津町北部コミュニティセンター 西彼杵郡時津町日並郷 1317-1
電話 095-881-7312
- 申し込み
「受講申込書兼登録申請書」に必要事項を記入して、受講料と写真を添えて支部に提出して下さい。
○ 受講料 (新規) 30,000 円 (更新・再登録) 19,000 円 (テキスト代・登録料込)
○ 顔写真 1 枚 (縦 4 cm × 横 3 cm)
※ 申込手続き完了後は、申込みの取消し及び受講料の返金は不可
- 申し込み受付: 令和 5 年 11 月 1 日 (水) ~ 11 月 21 日 (火)
- 受講資格・対象者
(新 規) 住宅の新築またはリフォーム実務経験 5 年以上
(更 新) 前回受講し、登録有効期限が令和 6 年 3 月 31 日の方
(再登録) 有効期限が満了している人が 2 年以内に更新研修を受講する方
有効期限が令和 5 年 3 月 31 日、令和 4 年 3 月 31 日の方
☞ 前回 (平成 30 年 11 月) に建設長崎で受講された方には、更新研修会の案内を送付します。

- 規矩術講習会**
木造軸組工法を学ぶ機会が少ない若年技能者を対象に「規矩術講習会」を開催します。

地区	日 程	会 場	受 講 料
長崎	令和 5 年 12 月 2 日 (土) ~ 3 日 (日) 午前 9 時 00 分 ~ 午後 4 時 00 分 (受付開始: 午前 8 時 30 分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町 17-58)	2,000 円

【対 象 者】 青年層組合員 (39 歳以下)
【受付方法】 受講料を持参の上、各支部窓口にて受付
【申込期限】 令和 5 年 11 月 22 日 (水) (定員になり次第締め切り)
【内 容】 規矩術 (基礎講座)
※持参するもの さしがね、筆記用具、大工道具
※出来るだけ 2 日間参加の事

中央支部 大浦支部 合併のお知らせ

中央支部と大浦支部は、新たに「中央大浦支部」に合併し九月一日開催の支部大会より活動をスタートしてまいります。

今後は「中央大浦支部」役員を先頭に運動に取り組んでいきますので、皆様よろしくお願ひいたします。

中央大浦支部 住 所

長崎市金屋町 9-13-3 階
(駐車場はありません)
電話番号
① 824-4064
② 823-8817
(旧大浦支部番号)

※①②どちらでも使用できます。

旧長崎県第 4 選挙区補欠選挙 末次精一氏を推薦決定

旧長崎県第 4 選挙区 執行委員会が推薦依頼の現職議員死去に伴い、のあった立憲民主党の補欠選挙が執行されま す。(令和五年十月十日公示、十月二十二日 決定しました。)

皆様のご支援をよろしくお願ひします。



末次 精一
(現・1 期)
(九州比例)
60 歳

令和5年10月1日から インボイス制度（適格請求書保存方式） アスベスト事前調査者の資格取得義務化 が開始されます。

それぞれ対応はお済みでしょうか？インボイス制度については、まず登録が必要かどうか、売上先への確認や、導入後の税負担の確認、登録にかかる日数の確認などが必要です。

アスベスト事前調査者の資格取得義務化については、解体・改修工事を行う際の石綿含有の事前調査が必須であるため、まだ資格を持っていない場合は、速やかに取得の検討が必要です。

インボイスの登録をするかどうかはどう判断すればいいの？

（注：登録は強制ではなく、事業者の任意です。）

売上先からインボイスの交付を求められるか、確認・検討をしてみましょう

- インボイスが主に必要となるのは、消費税課税事業者のうち、本則課税で申告をしている事業者です。
- 消費税の簡易課税事業者や、一般消費者、免税事業者はインボイスを必要としません。
- 売上先の数が少ない事業者は、売上先と直接相談することも考えられます。

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です。
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者になる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます。（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談することも検討しましょう。

説明会開催

オンライン説明会や税務署での説明会・登録要否相談会をご案内しております。



説明会日程

新たな負担軽減措置

税負担・事務負担の軽減措置があります。



令和5年度税制改正関係（インボイス関連）

インボイス制度特設サイト

インボイスコールセンター
0120-205-553

受付時間9:00から17:00(土日祝除く)

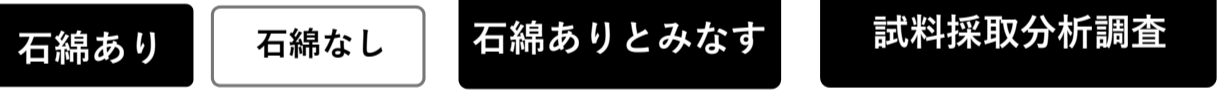


インボイス特設サイト

アスベスト事前調査の進め方



目視確認・メーカー確認
データベースでの検索等



- ### 事前調査に必要な資格
- ・建築物石綿含有建材調査者講習の修了者
 - ・特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者※
- （※一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る）

◆その他アスベストの関連資格として
アスベスト診断士、石綿作業主任者
石綿取り扱い作業従事者特別教育 等があります。



事前調査で石綿の含有が確認された場合は別途、石綿作業主任者資格や特別教育の受講が必要となります。建材調査者資格と併せてご確認をお願いします。

県内の登録講習機関は下記の通りです。

- ▷ 建設業労働災害防止協会 長崎県支部
- ▷ 一般社団法人長崎県労働基準協会

今後の講習予定については、各ホームページ等に記載してあります。

建設業労働災害防止協会
長崎県支部 講習案内ページ



(一社)長崎県労働基準協会
講習日程ページ



【直近の予定】建設業労働災害防止協会
石綿含有建材調査者講習 R6.2/6(火)～7(水)

事前調査結果報告とgBizID

事前調査の結果は、所轄労働基準監督署に報告する必要があり、基本的には電子報告システムを利用します。利用にあたっては、gBizIDの登録が必要になります。

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●

1 足場の点検時、点検者を指名することが義務化

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場含む）を行う際は、あらかじめ点検者を指名する必要があります。

R5.10.1施行

2 足場の組立て等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存を義務付け

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存する必要があります。

R5.10.1施行

3 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。

R6.4.1施行

gBizID

1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。石綿の事前調査結果報告以外にも、建設業許可や、労働保険関係、社会保険関係の電子手続きが可能となります。



デジタル庁 gBizIDサイト



石綿総合情報ポータルサイト

反戦・世界恒久平和 核兵器廃絶の実現を願う

被爆七十八年 原爆殉難者慰霊祭 戦争の悲惨さを風化させない

八月八日、建設労働者・職人原爆殉難者慰霊祭が長崎市原爆公園内の「不戦平和の塔」前で、全建総連をはじめ二十三県連・組合より九十六人が参列し執り行われました。

原爆が投下された午前十一時〇二分、参列者全員で折られた鶴、一八〇、二で原爆犠牲者に対して黙祷を捧げた後、全建総連の中西執行委員長、広島建労の原執行委員長、建設長崎の佐藤執行委員長がそれぞれ献花を行いました。

続いて、長崎県下十五支部と全国各地より集められた名水の献水。三十八県連の中西委員長は「ロシアによるウクライナ侵略は未だ終わりが見えず、ロシアの国土が奪われたら核兵器を使うなどと威嚇し、各国



慰霊のことば (建設長崎・佐藤執行委員長)

深い傷跡と健康障害を残しました。現在、ロシアによる核の威嚇や北朝鮮の度重なるミサイル発射など、核の脅威が高まる中、核なき世界の実現を願う人々と連帯し「長崎を最後の被爆地に」という思いの下、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて尽くして参ります」と平和へのメッセージを述べました。

最後に、参列者一人一人が白菊の献花を行い原爆で亡くなられた方々の御霊に祈りを捧げ、ご冥福を祈りました。

建設長崎からは、佐藤委員長、主婦会から大浦支部の鳥田さん、松本さんの二人が参列し原爆犠牲者の御霊に祈りを捧げました。



▲献花 (全建総連・中西執行委員長)



▶山形主婦会長による折鶴献納

▶全国からの折鶴

全国各地より約十八万羽の折鶴を献納

広島原爆慰霊祭 長崎の想い届ける

八月五日、「原爆犠牲者建設労働者・職人の碑第三十六回慰霊祭」が広島平和記念公園内の慰霊碑前で開催されました。各県連組合より七十八人の仲間が集まり、慰霊碑に折鶴の献納と名水の献水をおこないました。



参加者 (右から)

- 佐藤執行委員長
- 松本のおよ (大浦)
- 鳥田 愛子 (大浦)
- 小島 三佳 (書記局)

大浦支部

戸町住宅デー

4年ぶり開催も大盛況

大浦支部では八月十九日(土)四年ぶりとなる戸町夏祭り会場での住宅デーを開催。例年より少し多くの来場者があったので、受付けた包丁もいつもより少し多かったです。無事に終了することが出来ました。参加された皆さん、暑い中大変お疲れ様でした。



受付をされた包丁は、研ぎ手へと運ばれ、一本一本丁寧に研ぎあげられています。猛暑の中での作業となりますので、休憩と水分

- 参加者
- | | |
|-------|--------|
| 北村 五男 | 古里 一紀 |
| 島田 時治 | 工藤 是正 |
| 田上 義高 | 平山 正則 |
| 菅 実 | 松尾 哲夫 |
| 安達 三三 | 北 学 |
| 竹崎 初雄 | 松本 重徳 |
| 大石 敏博 | 島田 愛子 |
| 松本のおよ | 古里 香織 |
| 菅 清子 | |
| 馬渡 鉄洋 | |
| 佐藤委員長 | 石田副委員長 |

西彼支部

長与ペーロン大会

老いも若きも和気あいあい、見事優勝



八月六日、長与町主催のペーロン大会に、時津・長与の組合員の構成で、建設長崎西彼支部チームで出場しました。

西彼支部

琴海分会住宅デー

3会場で開催、157本研ぐ



琴海分会では、八月二十日(日)にJA長崎せいひ琴海支店、村松営業所、ささなみ会館の三会場で、恒例の住宅デーを開催。

ご協力いただいた皆様、暑い中大変お疲れ様でした。

「シュツ、シュツ、シュツ」。リズムカルな研ぎ音と笑い声が入り交じり、和気あいあいとした雰囲気の中で住宅デーが始まりました。和やかな雰囲気ながらも、そこは職人の皆さん。包丁の刃を見る目は真剣そのもの。さながら「必殺仕事人」といったところでしょうか。

- 参加者
- | | |
|-------|-------|
| 相川 雅彦 | 山中 茂 |
| 徳永 八郎 | 相川 守 |
| 廣瀬 茂樹 | 前尾 辰美 |
| 相川 哲男 | 山崎 春雄 |
| 柿田 英明 | 北村 政和 |
| 井手 吉一 | 井手 一男 |
| 今里 正吉 | 井川 治美 |
| 浦 勝彦 | 松山 義博 |
| 西山 恒頭 | 岑山 義徳 |
| 松本 菊夫 | 角崎 豊 |
| 小野田国夫 | 石橋 忍 |
| 竹山 洋子 | 石橋 宣典 |
| 岸山 正 | 相川 一吉 |
| 岩崎三郎 | 尾崎 光生 |
| 佐藤委員長 | |

どうしても人数が足りずに白浜さん(太鼓)七十七歳、脇川副支部長(舵取り)六十三歳、溝上連合分会長(漕ぎ手)六十一歳、宮城分会長(漕ぎ手)六十四歳が若手メンバーと一緒に舟を漕ぎ、ご老体にムチ打って僅差で役場チー

ムをかまし、見事優勝することが出来ました。終わった後の祝賀会では、老いも若きも和気あいあいと楽しく交流ができました。本当に有意義な一日でした。(尾崎 光生)

長建 国保だより

健康保険適用除外事業所へ、標準報酬決定通知書提出のお願い

社会保険適用除外を行っている各事業所が四月～六月の賃金報告を提出した後、年金事務所より各保険料の算定基礎となる「標準報酬決定通知書」が送付されます。長建国保では、厚生労働省及び長崎県の指導により、事業所内における適用除外承認者数の現状把握が義務付けられている為、この「標準報酬決定通知書」の写しを提出して頂くことにより各事業所に従事している従業員名を把握し、資格取得・喪失の確認を実施しております。

各適用除外事業所宛に下記の書類を郵送しておりますので、対象の事業所は内容をご確認の上、「FAX」(095-861-0048) 又は「返信用封筒」で長建国保宛にご返送頂きますようお願い致します。

【同封している書類】… 8月31日に各事業所へ郵送させていただきます。

- 算定基礎届に伴う「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書」写しの送付依頼について
- 標準報酬月額決定通知書のサンプル
- 国民健康保険被保険者事業所変更届
※住所等変更があった場合に提出して頂きます
- 「事業所健診の健康診断結果の提出」のお願い
- 質問票（黄色）
- 返信用封筒

事業所健診、または個人健診による健診結果の提出をお願い致します

当組合では加入者の医療費や介護費用に負担を抑えるために、特定健診(40歳以上)や人間ドックを実施しています。

特に特定健診につきましては、受診者を増やすよう国の指導を受けており、組合では様々な機会や広報を通じて受診推奨に努めています。

長建国保の加入者で、事業所(職場)・個人健診の受診がお済みの方につきましては、健診結果(写し)をご提供して頂くことで特定健診を受診した事となり、受診率アップにつながりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

■ 1. 対象となる健診

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に実施する健診

■ 2. 対象者

上記1の期間中に受診された方で当組合に加入している40～74歳の方。

■ 3. 健診結果の提供方法

令和5年5月中旬頃に特定健診受診券、質問票、茶封筒(返信用封筒)をお送りしております。健診結果と質問票を必ず添えて、返信用封筒(切手不要)にてご郵送下さい。

※事業主様が事業所健診の受診結果をご提供くださる場合は、右記「標準報酬決定通知書提出のお願い」に関するお知らせに同封しております質問票をお一人につき一枚、必ず添えて、返信用封筒にてご郵送ください。また、本件は、法令に基づき行っている為、事業主が健診結果を提供することは法令違反ではありませんので念のため申し添えます。

長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表

※規定料金が異なる場合がございます。各温泉施設までお問合せ下さい。

2023.8.1 現在

消費税10%	指定温泉名称	利用区分	温泉施設内場所	平日料金 休日料金	規定料金	割引料金 メンバーズカード優待	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)	所在地 電話番号
長崎・西彼地区	稲佐山温泉 アマンディ	大人			830円	▲30円	▲300円	500円	長崎市曙町39-38 095-862-5555
	i+Land nagasaki (旧) やすらぎ伊王島	大人	ホテル側	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	長崎市伊王島町1丁目3277-7 095-898-2202
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
		しまかぜ	平日	800円	▲100円	▲300円	400円		
			休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円		
	喜道庵	大人			1,000円	-	▲300円	700円	西彼杵郡長与町 岡郷2762-1 095-887-4126
道の尾温泉	大人			750円	-	▲300円	450円	西彼杵郡長与町 高田郷284 095-856-2631	
ゆりの温泉	大人			900円	▲100円	▲300円	500円	西彼杵郡長与町 高田郷2289-2 095-856-2617	
県央地区	サンスバ おむら ゆの華 メンバーズカード提示の 有・無に関わらず規定料金 820円から120円お安く 700円になっています。	大人			820円	-	▲420円	400円	大村市森岡町663-3 0957-50-1126
	青雲荘	大人			880円	-	▲300円	580円	雲仙市小浜町雲仙500-1 0957-73-3273
	小地獄温泉館	大人			500円	-	▲300円	200円	
	望洋荘	大人(高校生以上) [7:30~16:30]			550円	-	▲300円	250円	
		大人 [16:30~21:30]			330円	-	▲300円	30円	
雲仙市にお住いの方のみ (保険証・運転免許証をご提示ください) 大人(60歳以上) [7:30~21:30]				209円	差額は返金 されません。		0円	雲仙市小浜町南本町10 0957-74-3141	
いいもり月の丘	大人			520円	-	▲300円	220円	諫早市飯盛町平古場279番地 0957-28-4141	
県北地区	国民宿舎 くじゃく荘	大人			600円	-	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷272 0956-82-2661
	川棚大崎温泉 しおさいの湯	大人			600円	-	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷237 0956-82-6868
	ザ・パラダイスガーデン サセボ(※1)	大人			900円	-	▲300円	600円	佐世保市崎岡町853-12 0956-39-4800
	ホテルローレイ ばってんの湯(※1)	大人			700円	▲140円	▲300円	260円	佐世保市南風崎町449 0956-59-3939
	はさみ温泉 湯治楼	大人		平日	700円	-	▲300円	400円	東彼杵郡波佐見町長野郷558-3 0956-76-9008
		大人		土・日・祝	750円	-	▲300円	450円	
鹿町温泉 やすらぎ館	大人			660円	-	▲300円	360円	佐世保市鹿町土肥ノ浦169-2 0956-66-2617	
平戸たひら温泉 サムソンホテル	大人			900円	-	▲300円 ▲300円 施設負担	一律 300円	平戸市田平町野田免210-6 0950-57-1110	

(※1) 毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。

保険証郵送更新のため 支部窓口にて無償配布

毎年、組合員の皆様にお配りしている「常備薬セット」を、今年度も各支部にてご用意しております。

今回も、感染症予防対策としてのマスクから、消毒液、絆創膏、湿布などの外傷対策薬品まで幅広く、ご活用いただける内容でお配りしております。家族の資格取得、喪失や、各種変更届の手続き等、各所属支部へお立ち寄りの際は忘れずにお受け取りいただきますようお願い致します。



常備薬をお受け取り下さい

就職、転居をされたご家族は

いらっしゃいませんか？

就職等の理由により被保険者のご家族に異動があった場合、組合員の皆様にはその都度異動の手続きをお願いしておりますが、異動後、手続きをされていないケースも見られます。

結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員の世帯に異動があったときは、十四日以内に届け出が必要で、資格の取得、喪失の届け出が遅れてしまいますと、扶養家族の保険料を遡って支払っていたり、保険料の返還を受けられない場合がございます。また、各手続をしないまま長期放置しますと、療養費申請(医療費の払い戻し)ができない場合がございますので、お届け忘れが無いようご家族様におかれてはご確認いただき、該当される場合は速やかに組合へお届けくださるようお願いいたします。

各種届出は必ずお手続き下さい!!